

# 令和6年度



市 民 税  
県 民 税  
森 林 環 境 税

## 特別徴収のしおり



大府市公式マスコットキャラクター「おぶちゃん」

〈特別徴収に関する Q&A〉



特別徴収事務についてのお問合せ先

**大 府 市 役 所**  
**税務課 市民税係**

〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地  
電 話 (0562) 47-2111(代表) 内線 281・282・283  
ダイヤルイン (0562) 45-6217 FAX(0562) 47-3150

# 令和6年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について（お願い）

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。  
さて、先にご提出いただきました給与支払報告書等により計算した、令和6年度市民税・県民税・森林環境税の税額を徴収することについて、貴事業所を特別徴収義務者に指定し、その取扱いをお願いすることになりました。  
つきましては、下記の関係書類を同封いたしましたので、次ページ以降の説明をご覧のうえ、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



◎ しおりの内容	以降各種様式
○ 昨年と比べて変わった点 ……………	1
○ 特別徴収事務の取扱いについて ……………	2
○ 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者等について ……	6
○ 市民税・県民税・森林環境税の計算方法について ……	7
○ 退職所得の分離課税に係る 市民税・県民税の特別徴収について ……………	10
○ 納入書の書き方について ……………	12
○ 給与所得者異動届出書について ……………	15

- ・給与所得者異動届出書 ……………(1部)
- ・特別徴収切替届出(依頼)書 ……………(1部)
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書 ……(1部)
- ・市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する(承認・取消)申請書……(1部)
- ・ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

# 昨年と比べて変わった点

※主な改正点を抜粋しております。

## ●森林環境税（国税）の創設

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国税として森林環境税が創設され、1人あたり年額1,000円が個人市民税・県民税均等割とあわせて課税されます。なお、東日本大震災復興基本法等に基づき、平成26年度から均等割に1,000円が上乗せされていますが、こちらは令和5年度で終了します。

※森林環境税が非課税となる基準は、個人市民税・県民税の均等割が非課税になる基準と異なりますのでご注意ください。（6頁参照）

## ●上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等に係る所得の課税方式について、これまでは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度からは、所得税の課税方式と一致させることになりました。これにより、令和5年分以降の所得について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することはできません。

## ●国外居住親族に係る扶養控除等の見直し

年齢30歳以上70歳未満の国外居住親族について国外扶養親族に係る扶養控除等の見直しを行い、次のいずれにも該当しない場合は扶養控除等の適用及び非課税限度額から除外することとなりました。

- ・留学により非居住者になった人
- ・障害者
- ・扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

※国外居住の配偶者が配偶者控除を受けるための要件については変更ありません。

※上記に該当し、扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要があります。

## ●特別徴収税額通知の受取方法の変更

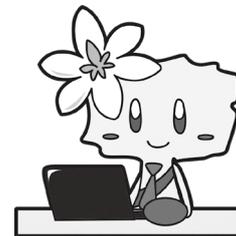
給与支払報告書をeLTAXで提出する場合の「特別徴収税額決定通知（徴収義務者用）」の受取方法について、「電子データ（正本）」又は「書面（正本）」のいずれかのみを選択となります（令和6年度より「電子データ（副本）」の送付は廃止されました。）。また、「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」について、「電子データ（正本）」又は「書面（正本）」のいずれかを選択できるようになりました。

## ●定額減税の実施

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族（国外居住者を除く。）1人につき1万円を控除します。

※納税者合計所得金額が、1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限ります。

# 特別徴収事務の取扱いについて



## 1 特別徴収とは

市が個人市民税・県民税・森林環境税を徴収する方法の一つで、納税義務者の便宜を図る目的から、地方税法及び大府市税条例の規定によって、給与の支払をする者を特別徴収義務者として指定し、市から通知された各納税義務者ごとの市民税・県民税・森林環境税額を給与の支払者が6月から翌年5月までの12回にわたって、毎月の給与の支払の際に月割税額を徴収し、その徴収税額をまとめて納入していただく制度をいいます（ただし、均等割額に相当する金額以下の人については、6月分で全額を納入していただきます。）。

## 2 特別徴収義務者とは

地方税法及び大府市税条例の規定により、指定を受けた給与の支払者を「特別徴収義務者」といいます。市から、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書」、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」及び「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」等が送達されますと、特別徴収義務が発生します。

## 3 特別徴収税額の通知書を受領されましたら

関係書類の内容を確かめてください。誤り等不備な点がありましたら、至急税務課までお知らせください。確認後、誤りがなければ同封の「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」を開封せずに各納税義務者へ交付してください。納税義務者用を電子データで受け取られた場合は、社内システムやメールで配布してください。退職又はその他の事由により交付不能の場合は、折り込みの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に、理由及びその他必要事項を記入して至急提出してください。この場合、納税義務者用の通知書は税務課にお返しください。

## 4 特別徴収の徴収と納入について

### (1) 徴 収

市民税・県民税・森林環境税は、この「しおり」と同封してお送りしました「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」に、毎月の月割額が算出してありますので、それに基づいて納税義務者より徴収してください。

### (2) 納 入

#### ア 納入期限

特別徴収義務者は毎月徴収した市民税・県民税・森林環境税を翌月10日（土曜日、日曜日、祝日等の場合は翌営業日）までに納入してください。

#### イ 納入方法

毎月給与の支払の際、納税義務者より徴収していただく月割額の合計額は、別冊の「納入書」により下記金融機関で納入してください。

※納入書はOCR（光学読取）処理しますので12～14ページの「納入書の書き方」を参照してください。

また、共通電子納税システムを利用して納入することができます。ご利用を希望される場合、詳しくは、地方税共同機構にお問い合わせください。<https://www.eltax.lta.go.jp>

#### ウ 納入場所

- |  |
|--|
| <p>① 大府市指定金融機関 …… 三菱UFJ銀行本店及び各支店・大府市役所内三菱UFJ銀行派出所</p> <p>② 大府市指定代理金融機関 …… あいち知多農業協同組合本店及び各支店</p> <p>③ 大府市収納代理金融機関 …… 大垣共立銀行、半田信用金庫、碧海信用金庫、名古屋銀行、岡崎信用金庫、愛知銀行、中京銀行、東海労働金庫、知多信用金庫、西尾信用金庫、十六銀行、ゆうちょ銀行（愛知・三重・岐阜・静岡県内のゆうちょ銀行・各郵便局。ただし、納期限後のお取扱いはできません。）</p> <p>※上記以外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、折り込みの「指定通知書」をそのゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。</p> <p>※上記の金融機関の名称は、合併・統廃合等により変更となる場合があります。</p> |
|--|

## 5 特別徴収税額を滞納した場合について

納期限までに完納しないために督促を受け、その督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合、滞納処分を受けることになります。また、納期限を過ぎますと、その納期限の翌日から納めた日までの期間の日数に応じ、税額が2,000円以上（1,000円未満の端数は切り捨てます。）の場合は、税額に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」といいます。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

## 6 不服の申立てについて

納税義務者は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）」に記載された事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大府市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に大府市を被告として（大府市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。



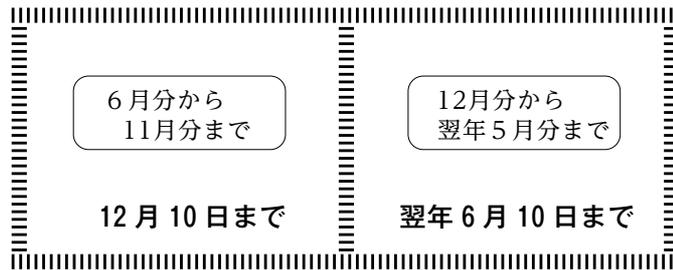
## 7 納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合について

「特別徴収に係る給与所得者異動届書」を提出してください。

- (1) 退職・死亡・長期欠勤等により特別徴収を継続できなくなった場合 ————— 記載例16ページを参照してください。
- (2) 転勤・転職により新しい勤務先で特別徴収を継続して行う場合 ————— 記載例17ページを参照してください。
- (3) 退職者等の未徴収税額を一括徴収する場合 ————— 記載例18ページを参照してください。

## 8 特別徴収税額の納期の特例について

給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者は、納期の特例の申請書を提出することにより給与等の支払の際、納税義務者より徴収した市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額を、次に掲げる期日までに納入することができます。



※ 納期の特例の承認を受けた特別徴収義務者には、納期の特例処理後の納入書をお送りします。

※ 「常時10人未満」とは、常に10人に満たないということで、多忙な時期などにおいて臨時に雇い入れた者があ  
るような場合には、その人数を除いた人数が10人未満で  
あることをいいます。

- (注) 1 承認を受けた事業所は、取消しになるか上記の規定から外れない限り継続されますので、毎年申請書を提出する必要はありません。なお、上記の規定から外れることとなった時は、早急に取消申請書を提出してください。
- 2 承認を受けた場合でも、特別徴収に係る給与所得者異動届出書は、その事由の生じた日の翌月10日までに必ず提出してください。
- 3 市民税・県民税・森林環境税を滞納し又は著しい納入遅延がありますと、この承認を取消することがあります。
- 4 申請書は必要事項を記入のうえ下記まで提出してください。

### 提出先及び連絡先

大府市税務課 市民税係

電話 (0562) 47-2111 (代表) 内線 281・282・283

ダイヤル (0562) 45-6217

# 市民税・県民税・森林環境税の納税義務者等について



## 1 納税義務者

1月1日現在において次に該当する個人で、前年中に所得があった人は、市民税・県民税・森林環境税を納税する義務があります。

- (1) 大府市内に住所を有する人
- (2) 大府市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で大府市内に住所を有しない人（森林環境税を除く。）

## 2 非課税の範囲

- (1) 市民税・県民税（均等割・所得割）・森林環境税の非課税者

前年に所得のなかった人
1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
障害者、未成年者（平成18年1月3日以後に生まれた人で婚姻していない人）、ひとり親又は寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の人

※民法改正に伴い、令和5年度から未成年者の年齢が18歳未満に引き下げられました。

- (2) 市民税・県民税（均等割）・森林環境税の非課税者

市民税・県民税（均等割）	森林環境税
均等割のみを納める義務のある人で、前年の合計所得金額が条例で定める金額以下の人 32万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数+1） +10万円+19万円	合計所得金額が次の金額以下の場合 31.5万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数+1） +10万円+18.9万円

※「19万円」「18.9万円」は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する人について加算します。

- (3) 市民税・県民税（所得割）の非課税者

所得割を納める義務のある人で、前年の総所得金額等が次の算出額以下の人 35万円×（同一生計配偶者・扶養親族の数+1）+10万円+32万円
---

※「32万円」は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する人について加算します。

# 市民税・県民税・森林環境税の計算方法について

## ◎税額の計算方法

総所得金額①－所得控除合計②＝課税総所得金額③  
 課税総所得金額③×税率＝税額控除前所得割額④  
 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤＝所得割額⑥  
 所得割額⑥＋均等割額⑦＋森林環境税額⑧＝特別徴収税額⑨  
 特別徴収税額⑨－控除不足額⑩＝差引納付額

(注) 1 分離課税の所得がある場合は計算方法が異なります。  
 2 「税額控除額⑤」は調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の控除額の合算額を記載しています。  
 3 「控除不足額⑩」は所得割額より控除することができなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除の額のことです。

## ◎税 率

- 均等割  
     市民税 3,000円            県民税 1,500円
- 所得割（総合課税分）  
     市民税        6%            県民税        4%
- 森林環境税  
                                  1,000円

## ◎所得控除

雑損控除	(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%)又は(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額
医療費控除	医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)(限度額200万円) ※地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費－1万2千円(限度額8万8千円)

社会保険料控除等		支 払 金 額		
生命 保 険 料 控 除	新 契 約	12,000円以下のとき	全額	
		12,000円超32,000円以下のとき	支払金額の1/2+6,000円	
		32,000円超56,000円以下のとき	支払金額の1/4+14,000円	
		56,000円超のとき	28,000円	
	旧 契 約	15,000円以下のとき	全額	
		15,000円超40,000円以下のとき	支払金額の1/2+7,500円	
		40,000円超70,000円以下のとき	支払金額の1/4+17,500円	
		70,000円超のとき	35,000円	
			一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円) 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)	
	地 震 保 険 料 控 除	地 震 保 険 料	50,000円以下のとき	支払金額の1/2
50,000円超のとき			25,000円	
旧 長 期 契 約		5,000円以下のとき	全額	
		5,000円超15,000円以下のとき	支払金額の1/2+2,500円	
		15,000円超のとき	10,000円	
		地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円		

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控 除	一 般	33万円	22万円	11万円
	老 人	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	所得金額	控 除 額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
障 害 者 控 除 (特別障害者) (同居特別障害者)	26万円 30万円 53万円	扶 養 控 除	一 般	33万円
			老 人	38万円
寡 婦 控 除	26万円		特 定	45万円
ひ と り 親 控 除	30万円		同 居 老 親 等	45万円
勤 労 学 生 控 除	26万円			

基礎控除	納税者本人の 所得金額	2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円

### ◎税額控除（調整控除）

<p>納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額 合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>							
控除の種類	金額	控除の種類	金 額				
基 礎 控 除	5万円	納税者本人の 所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		
障 害 者 控 除	普 通	1万円	配 偶 者 控 除	一 般	5万円	4万円	2万円
	特 別	10万円		老 人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡 婦 控 除	1万円	50万円以上 55万円未満		3万円	2万円	1万円	
ひ と り 親 控 除	父	1万円	扶 養 控 除	一 般	5万円	老 人	10万円
	母	5万円		特 定	18万円	同居老親等	13万円
勤 労 学 生 控 除	1万円						

◎税額控除（配当控除）

種 類	課税所得金額		1,000万円超の部分	
	1,000万円以下の部分		市 民 税	県 民 税
利 益 の 配 当 等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

<p>前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額</p> <p>ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって、特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額</p> <p>① 前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）</p> <p>② 前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）</p>			
市 民 税	3 / 5	県 民 税	2 / 5

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区 分	市 民 税	県 民 税
配当割又は株式等譲渡所得割	3 / 5	2 / 5

◎税額控除（寄附金税額控除）

<p>前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額等の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額</p> <p>1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金</p> <p>2 住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金</p> <p>3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの</p> <p>4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の県又は市の条例で定めるもの</p> <p>ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）</p>	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割 合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円超330万円以下	79.79%
330万円超695万円以下	69.58%
695万円超900万円以下	66.517%
900万円超1,800万円以下	56.307%
1,800万円超4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 (課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満 (課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法に定める割合

# 退職所得の分離課税に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職手当等の市民税・県民税については、所得税の場合と同様に他の所得と区分して、退職手当等の支払われる際に支払者が支払を受ける人の税額を計算し、支払金額から特別徴収していただくことになっています。このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

## 1 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村で課税され、退職手当等の支払を受ける人が納税義務者となります。

## 2 退職所得の特別徴収

### (1) 退職手当等

退職手当等とは、所得税の場合と同様、退職手当又は一時恩給等名称が何であるかを問わず退職によって雇主から一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。なお、死亡により退職した人に支給すべき退職手当等でその人の相続人等に支給されることとなったものは課税されません。

### (2) 支払確定日（支払を受けるべき日）

退職手当等について支払を受けるべき日とは、通常退職した日ですが、会社の役員退職手当等で、その支給について、株主総会等の決議を要するものについては、その決議のあった日によります。ただし、その決議が、退職手当等を支給することを定めているだけで、具体的な支給金額を定めていないときは、その金額が具体的に定められた日によります。

### (3) 退職手当等の支払を受ける人の申告

退職手当等の支払を受ける人は、その支払を受ける時まで、「退職所得申告書」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一用紙になっています。）をその支払者に提出します。

### (4) 税額の計算

退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除して、その控除後の額の2分の1（勤続年数5年以下の法人役員等は除く。また、勤続年数5年以下の法人役員等以外についても、300万円を超える部分については、2分の1をかける適用は不可。）の額に地方税法第50条の4及び同法第328条の3の税率を適用して計算して求めた税額が分離課税に係る所得割です。なお、退職所得に係る住民税の特別徴収税額の計算の際、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引きによる市民税・県民税の特別徴収税額早見表」がありますので、ご希望の場合は税務課までお問い合わせください。

(5) 退職所得控除額の計算

退職所得については所得税の場合と同様に右の表により計算した金額が退職手当等の収入金額から控除されます。これを「退職所得控除額」といいます。

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
1. 勤続年数が 20 年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円に満たないときは80万円)
2. 勤続年数が 20 年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)
3. 障害者になったことによって退職した場合	1.2.により計算した金額に100万円を加えた額

(6) 勤続年数の計算

退職所得控除額を計算する場合には、その人の勤続年数が基礎になりますが、この勤続年数は所得税の場合と同様に雇主が退職金を計算するときに基礎とした年数でなく、実際の勤続期間に従って計算します。この場合、勤続年数の計算において、1年未満の端数があるときは、これを1年に切上げて計算します。ただし、退職手当等が支払われる年の前年以前に他の退職手当等を受けている場合、他の支払者の勤続年数を加算した通算勤続年数を基礎として退職手当等を支払うときの退職所得控除額は通算勤続年数に対する退職所得控除額から他の支払者の勤続年数に対する退職所得控除額を控除した額です。

### 3 徴収した分離課税に係る所得割の納入

(1) 納入先

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、特別徴収した税額を退職者の退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在に住所のある市町村に納めてください。

(2) 納入の手続

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、特別徴収した当月分の分離課税に係る所得割を退職者が退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村ごとに区分し、市町村ごとにまとめて所定の「市民税・県民税納入申告書」（納入済通知書の裏面）に必要事項を記載し、その申告書をそれぞれの市町村長に翌月10日までに提出するとともに、申告した分離課税に係る所得割を同日までに別冊の市民税・県民税・森林環境税特別徴収に係る月割額分のもと同じ納入書により納めてください。

(3) 納入申告書の記載……14ページを参照してください。

- ㊦ 「 年 月分」欄 …………… 退職手当等を支払った年月を記入してください。
- ㊧ 「人 員」欄 …………… 退職手当等の税額を徴収した人員を記入してください。
- ㊨ 「内 訳」欄 …………… 退職者の氏名・支払金額・勤続年数を記入してください。
- ㊩ 「特別徴収税額」欄 …………… 退職手当等から徴収された分離課税に係る所得割の市民税額と県民税額を記入してください（全員の合計額です。）。

(4) 特別徴収票の提出（役員の場合のみ）

退職所得の特別徴収票を退職後1か月以内に、市役所へ提出してください。



# 納入書の書き方について

納入書はOCR（光学読取）書により、自動読取をいたしますので、納入書による振込を選択された場合当市の納入書にて納入していただくとともに、納入書記入の方法は、以下を参照していただきますようお願いいたします。

1 「納入金額(1)」欄の金額に変更がない場合……「納入金額(1)」欄に記載されている税額に変更がない場合には②～⑤欄に記入する必要はありません。

## 大府市 個人市民税 個人県民税 個人環境税 納入済通知書<sup>㊦</sup>

市区町村コード			口 座 番 号			加 入 者 名									
2	3	2	2	3	8	00860	-	9	-	960130	大府市会計管理者				
年 月 日		指 定 番 号			納 入 金 額 (1)			円							
令和	0	6	0	7	1	9	0	4	5	3	2	6	50,000		
232238			給与分 (一括徴収 分を含む)			納 入 金 額			円						
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。			退 職 所 得 分			延 滞 金			合 計 額						
納期限 令和6年8月13日			(2)												
取りまとめ店 名古屋貯金事務センター (〒469-8794)															
領収日付印			(特別徴収義務者)			住所〒 474-0025 又は 所在地 大府市中央町五丁目7 0			氏 名 又は 名 称 大府産業株式会社 納						

納入済通知書の金額欄に¥記号は記入しないでください。

- ①指定欄が白紙の場合、納入月数と、特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- ②給 与 分…「納入金額(1)」欄に記載の税額に変更（退職、転勤等）があった場合、あるいは記載がない場合に記入してください。
- ③退職所得分…分離課税に係る退職所得分の所得割の納入がある場合に記入してください。
- ④延 滞 金…納付期限後の納付に対して延滞金を納めていただく場合に記入してください。
- ⑤合 計 額…上記②③④に記入された納入金額の合計額を記入してください。
- ⑥指定欄が白紙の場合、貴事業所の所在地、名称を記入してください。

上記のとおり通知します。(受付店→三菱UFJ銀行大府支店(取りまとめ店)→大府市(大府市保管))



(裏)

市民税 県民税 納入申告書												
大府市長 殿			年 月分		人員		人					
年 月 日 提出			内 氏 名		支 払 金 額				勤 続 年 数			
			内 氏 名 様		支 払 金 額 円				勤 続 年 数 年			
退 職 手 当 等 支 払 金 額			十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特 別 徴 収 税 額	市 民 税											
	県 民 税											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者) 住所又は〒 所在地  氏名又は 名称								(受付印)				
法 人 番 号 又は個人番号												

① 「年 月分」欄……………退職手当等を支払った年月を記入してください。

② 「人 員」欄……………退職手当等の税額を徴収した人員を記入してください。

③ 「内 訳」欄……………退職者の氏名・支払金額・勤続年数を記入してください。

④ 「支払金額」欄……………支払った退職手当等の金額を記入してください。

⑤ 「特別徴収税額」欄……………退職手当等から徴収された分離課税に係る所得割の市民税と県民税をそれぞれ記入してください。

⑥ 「特別徴収義務者」欄……………貴事業所の所在地、名称を記入してください。

⑦ 「法人番号又は個人番号」欄……………貴事業所の法人番号（個人事業主の場合は個人番号）を記入してください。

※特別徴収票の提出もお願いいたします。(役員の場合のみ)

# 給与所得者異動届出書について

- 1 退職・休職・転勤等により、納税義務者に異動があった場合や非課税の納税義務者が異動する場合も、異動した月の翌月10日までに必ず提出してください。給与支払報告書を提出した後に異動があった場合も、必ず提出してください。
- 2 この届出が遅れますと、市の事務処理が遅れるばかりでなく、貴事業所の滞納額として、督促状の発送がされるなど大変ご迷惑がかかることとなります。また、退職等された納税義務者にも、未徴収税額について一度に多くの税額を納めていただくこととなりますので、異動があり次第速やかに提出してください。
- 3 転勤及び転職により新しい勤務先で特別徴収を継続して行う場合は、新しい勤務先へ大府市から特別徴収の通知をいたしますが、既に徴収開始月及び徴収すべき月割額を連絡済の場合には、その旨を異動届出書の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄に記入してください（17ページ参照）。
- 4 退職された場合の翌月以降の未徴収税額は、納税義務者の負担を軽くするためにも全額を一括徴収し、納入していただくようにご配慮をお願いいたします。また、翌年1月1日以降の異動で特別徴収の継続がない場合は、納税義務者の申出の有無にかかわらず、一括徴収が義務付けられています。  
※外国人の方が退職し帰国される場合についても一括徴収をお願いします。
- 5 異動届出書は、コピーして使用してください。不足した場合は大府市公式ウェブサイトにてダウンロードしてください。





※ 記載例(1)・・・退職などで特別徴収を継続できない場合



様式は  
こちらから  
取得できます。



給与支払報告 給与支払報告  
特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年 度 ① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

大府市長殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒 474-0025 大府市中央町五丁目70	特別徴収義務者 指定番号	19045326				
6年11月1日提出			フリガナ	オガ カンギョウ	担当者連絡先	所属	人事係		
			氏名又は名称	大府産業(株)	氏名	知多次郎			
			個人番号 又は法人番号	11234567891234	電話	0562-47-2111 内線(283)			
給与所得者	フリガナ	オガ ハナコ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収	
	氏名	大府花子	120,000 円	6 月分から 10 月分まで	11 月分から 5 月分まで	6 年	① 退職 ② 転勤 ③ 休職・長欠 ④ 死亡 ⑤ 支払少額・不定期 ⑥ 合併・解散 ⑦ その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人納付)	
	生年月日	S40年 1月 1日		円	50,000 円	70,000 円			10 月
	個人番号	1123456789123							
	受給者番号	012345							
	1月1日現在の住所	大府市00町0J目00							
異動後の住所	同上								

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号					新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を [ ] 月分( 月 日納入)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
	所在地	〒		担当者連絡先	所属	氏名	電話	受給者番号
	フリガナ							納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
	氏名又は名称			内線 ( )				1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 [ ] 月分( 月 日納入)で 納入します。
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

納税義務者が未徴収税額を個人で納付する場合



※ 記載例(2)・・・転勤や転職等で特別徴収を継続する場合



様式は  
こちらから  
取得できます。



# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

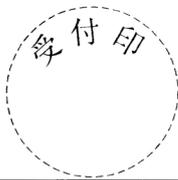
年 度      ① 現年度    2. 新年度    3. 両年度

大府市長殿		給与 支 払 者  (特別徴収義務者)	所在地	〒 474-0025 大府市 中央町五丁目70					特別徴収義務者 指定番号	19045326											
6年8月1日提出			フリガナ	オオツ カンギョウ					担当者 連絡先	所 属	人事係										
			氏名又は名称	大府産業(株)						氏 名	知多 次郎										
			個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	0562-47-2111 内線(283)			
給与 所得 者	フリガナ	オオツ カズオ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収												
	氏 名	大府 - 夫																			
	生年月日	550年 10月 1日																			
	個人番号	1	2									3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
	受給者番号	012345																			
	1月1日現在の住所	大府市00町△△										120,000	20,000	100,000	6年	1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 休職・死亡 4. 死 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 [事由・理由]	① 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				
異動後の住所	同上		円	円	円	7月															
						31日															

1. 特別徴収継続の場合																			
新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	19025168 (新規)			法人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を
	所在地	〒 477-0037 東海市00町0丁目△-△			担当者 連絡先	所 属			経 理			8	月分(9月10日納入)から			徴収し、納入するよう連絡済みです。			
	フリガナ	トウカイ カンギョウ			氏 名	前 田			受給者番号	123456									
	氏名又は名称	東海産業(株)			電 話	0562-12-3456 内線(123)			納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	① 必要    2. 不要									

2. 一括徴収の場合				徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			月 日	円	月分( 月 日納入)で
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					納入します。

新しい勤務先で、特別徴収を継続する場合



※ 記載例(3)……退職などで一括徴収する場合



様式は  
こちらから  
取得できます。



# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

年 度  現年度  2. 新年度  3. 両年度

大府市長殿  6年12月2日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒474-0025 大府市中央町五丁目70					特別徴収義務者 指定番号	19045326										
		フリガナ	オオタ カンギョウ					担当者連絡先	所属	人事係									
		氏名又は名称	大府産業(株)					氏名	知多次郎										
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	0562-47-2111 内線(283)		
給与所得者	フリガナ	オオタ タロウ					(ア)	特別徴収税額 (年税額)	(イ)	徴収済額	(ウ)	未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収				
	氏名	大府 太郎																	
	生年月日	S45年 6月 1日							6 月分から		11 月分から	6 年	① 退職 ② 転勤 ③ 休職・長欠 ④ 死亡 ⑤ 支払少額・不定期 ⑥ 合併・解散 ⑦ その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 ② 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)					
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2			3				
	受給者番号	012345							10 月分まで		5 月分まで	11 月							
	1月1日 現在の住所	大府市00町△△112					120,000				70,000	30 日							
異動後の 住所	同上					円				円									
						円				円									

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分( _____ 月 _____ 日納入)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。										
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号						(新規)	法人番号						受給者番号						
	所在地							担当者連絡先	所属						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1. 必要 2. 不要				
	フリガナ							氏名												
	氏名又は名称							電話						内線( )						

2. 一括徴収の場合										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分( _____ 日納入)で 納入します。
理由	① 異動が6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため ② 異動が _____ 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため									11 月 25 日	70,000 円	

特別徴収義務者が未徴収税額を一括して納付する場合



# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

様式は  
こちらから  
取得できます。



		年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度					
大府市長殿  年 月 日提出		給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒					
			フリガナ						
			氏名又は名称						
			個人番号 又は法人番号	<input type="text"/>		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載			
		特別徴収義務者 指定番号							
		担当者連絡先	所属						
			氏名						
			電話	内線( )					
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
	氏名								
	生年月日	年 月 日			月分から 月分まで	月分から 月分まで	年  月  日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	個人番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>		
	受給者番号								
	1月1日現在の住所								
	異動後の住所			円	円	円			

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分( 月 日納入)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号
	所在地	〒	
	フリガナ	担当者連絡先	所属
	氏名又は名称	氏名	電話
		内線( )	
		受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
		1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分( 月 日納入)で 納入します。
理由	1. 異動が 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	月 日	円	
	2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

- (注) 1. この異動届出書は、納税義務者に異動(退職・転勤など)があった場合、異動があった月の翌月10日までに提出してください。  
 2. 次の場合については、当該納税義務者に対し5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収してください(未徴収税額を超える支払があるとき)。  
 ①納税義務者が6月1日から12月31日まで退職等した場合で、納税義務者から未徴収税額を特別徴収の方法により一括徴収されたい旨の申出があったとき。  
 ②納税義務者が翌年の1月1日から4月30日までに退職等した場合(納税義務者の申出の有無にかかわらず一括徴収してください。ただし、納税義務者から転勤先において特別徴収の継続の希望があった場合を除きます)。  
 ③納税義務者である外国人が帰国のために退職等した場合(納税義務者の申出の有無にかかわらず一括徴収してください)。  
 3. この用紙は、コピーして使用してください。不足した場合は大府市公式ウェブサイトにてダウンロードしてください。





# 特別徴収切替届出(依頼)書

様式は  
こちらから  
取得できます。



大府市長殿  年 月 日提出	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号			
		フリガナ											担当者 連絡先	所属		
		氏名又は 名称												氏名		
		個人番号 又は法人番号														

◎ 下記の者について、          月分( 月 日納入期限分)より特別徴収を希望します。

フリガナ			生年月日	明大 昭平	年 月 日	普通徴収 切替期別	[        ] 期以降を切替希望 ※普通徴収の納入期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。
氏名							
住所						納入書の要否	1. 必要      2. 不要
通知書番号			受給者番号				
個人番号							

- (注) 1. この依頼書は、中途就職・採用等により特別徴収による徴収を希望される場合に提出してください。  
 2. 特別徴収の開始月は、原則として届出(依頼)書を提出する月の翌々月以降としてください。  
 3. この用紙は、コピーして使用してください。不足した場合は大府市公式ウェブサイトにてダウンロードしてください。





# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書



様式は  
こちらから  
取得できます。



大府市長殿  年 月 日提出	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号		
		フリガナ											担当者 連絡先	所属	
		氏名又は 名称												氏名	
		個人番号 又は法人番号													
	変更前 (上記と同じであれば記入の必要はありません。)					変 更 後					変更年月日				
フリガナ	〒					〒					年 月 日				
所在地						<input type="checkbox"/> 事業所等の所在地移転先 <input type="checkbox"/> 事業所所在地とは別に送付先を設定									
フリガナ											年 月 日				
方 書															
フリガナ											年 月 日				
名 称															
電 話	市外局番 ( )		—		内線( )		市外局番 ( )		—		内線( )		年 月 日		
備 考	<input type="checkbox"/> 指定番号を新規に指定する ※別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。														

- (注) 1. 変更があった場合は、速やかに提出してください。  
2. 変更する事項のみ記入し、誤読を避けるためにフリガナは必ずつけてください。  
3. この用紙は、コピーして使用してください。不足した場合は大府市公式ウェブサイトにてダウンロードしてください。





市民税 特別徴収税額の納期の特例に関する(承認・取消)申請書  
 市民税 特別徴収税額の納期の特例に関する(承認・取消)申請書  
 森林環境税



様式は  
こちらから  
取得できます。



大府市長殿  年 月 日提出	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地	〒										特別徴収義務者 指定番号			
		フリガナ											担当者連絡先	所属		
		氏名又は 名称												氏名		
		個人番号 又は法人番号														
1 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します(承認申請をする場合)。																
特例の適用を受けようとする税額		年 月分以降に係る市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額														
申請の日の属する月前6か月間の各月の給与の支払を受ける者の数及び当該給与の金額(臨時に雇用している者については( )内に記入してください。)	年 月	(	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	年 月	(	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
	年 月	(	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人
2 地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について申請します(取消申請をする場合)。																
承認の取消しに相当する事由を○で囲んでください。		1 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2 その他 ( )														
※申請書を提出した日以前1年以内に納期の特例の承認の取消しの通知を受けたことの有無												有 ・ 無 (いずれかを○で囲んでください。)				

(注)この用紙は、コピーして使用してください。不足した場合は大府市公式ウェブサイトにてダウンロードしてください。



ゆうちょ銀行・郵便局の指定  
について

(ゆうちょ銀行・郵便局を利用される  
特別徴収義務者へのお願い)

愛知・三重・岐阜・静岡の4県以外  
のゆうちょ銀行・郵便局を利用され  
る場合は、本市の取扱店(局)とし  
てあらかじめ指定しなければなりま  
せんので、お手数ですが、右の「指  
定通知書」に利用されるゆうちょ銀  
行名・郵便局名を記入して第1回分  
の払込時に納入書とともにそのゆうちょ  
銀行・郵便局へ提出してください。

なお、前年度利用の指定ゆうちょ  
銀行・郵便局は本年度も引き続き利  
用できますので提出の必要はありま  
せん。



年 月 日

ゆうちょ銀行店長殿  
郵便局長殿

大 府 市 長

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、本市の市民税・  
県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱店(局)に指定しましたので通知します。

1 認 可 番 号	貯業1第1714号
1 口 座 番 号	00860-9-960130
1 加 入 者 の 名 称	大府市会計管理者
1 取 り ま と め 店	名古屋貯金事務センター(〒469-8794)

